

令和2年5月25日

保護者の皆様

富士見市長 星野 光弘

保育所等への登所（園）自粛要請の終了について

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ます。

さて、保育所等につきましては、国の緊急事態宣言を踏まえ、登所（園）自粛
をお願いしておりましたが、下記のとおり、自粛要請を終了します。

なお、保護者の皆様におかれましては、引き続き、送迎時におけるマスク着用
等の徹底をお願いします。

記

- 1 終了日 令和2年5月25日（月） ※5月26日（火）から通常保育
- 2 対 象 保育所（園）、認定こども園、小規模保育施設
- 3 その他
 - ・4月分の保育料については、緊急事態宣言後の4月8日以降が日割り計算の対象です。
※4月中に全く登所しなかった場合も、4月1日～7日の間は登所したものとして日割り計算します。
計算式：保育料×（6日間（4月1日～7日）+登所日数（4月8日以降））/25日間
 - ・5月分の保育料については、月末まで日割り計算の対象です。
※5月26日～30日に登所しない結果、5月1日から30日まで1回も登所しないこととなった場合、5月分の保育料は0円です。
計算式：保育料×登所日数（5月1日～30日）/25日間※
※1か月＝25日は、毎月共通です。
 - ・**6月分以降の保育料については、通常どおり、登所の有無にかかわらず、日割り計算はせず、全額負担していただきます。**
 - ・育休中等の理由により入所承諾期間が延長された方についても、4月分、5月分、6月分以降の保育料については、上記と同様の取扱いです。